

「投資信託積立サービス取扱規定」新旧対照表

旧	新
<p>(申込方法)</p> <p>第4条 お客様は、当行所定の申込書に必要事項を記入の上、署名押印し、これを当行の投資信託取扱店に提出し、<u>当行が承諾した場合に本サービスを利用できることとします。</u></p> <p>2 申込みに当たっては、お客様は累積投資約款に規定する累積投資契約を締結することとします。ただし、すでに契約済みであるときはこの限りではありません。</p>	<p>(申込方法)</p> <p>第4条 お客様は、当行所定の申込書に必要事項を記入の上、署名押印し、これを当行の投資信託取扱店にご提出いただくことによって申し込むものとします。</p> <p>2 申込みに当たっては、お客様は累積投資約款に規定する累積投資契約を締結することとします。ただし、すでに契約済みであるときはこの限りではありません。</p>